照度計の検定及び校正の申請に係る同意書

　照度計について、検定と校正を同時にお申し込みされる場合、又は検定有効期間内に校正試験をお申し込みされる場合は、以下のとおり取り扱いますので確認をお願いいたします。

　ご不明な点につきましては、受理担当にお尋ねください。

１　照度計の検定については、特定計量器検定検査規則（経済産業省令第70号）及び日本電気計器検定所「照度計検定業務取扱内規」に従い実施いたします。

２　検定を申請する照度計は、型式承認番号の表示があり、かつ型式承認の有効期間内に製造されている必要があります。

３　検定と校正試同時にお申し込みされる場合、検定の合否にかかわらず、校正を実施しますので、検定手数料及び校正手数料の返還はいたしません。

４　検定に合格した照度計については、現品に検定証印を付し検定証明書を発行いたします。また、不合格の照度計には、不合格票を発行いたします。なお、合否にかかわらず、検定手数料はお支払いいただきます。

５　校正に際しては、照度校正値を記載した校正証明書を発行いたします。

６　検定有効期限内の照度計の校正をお申し込みされた場合、構造検定に係る構造等の外観検査に適合しない場合、又は校正の結果が使用公差（最大目盛の６％）を超えた場合は、計量法による適正な計量の実施の主旨から、ご承諾いただいた上で、当所職員が検定証印を除去いたします。

上記の全ての事項について同意いたします。

 確認年月日　　　　年　　月　　日

 お客様サイン

　　　　　　　　　 日本電気計器検定所

 受理担当者サイン